

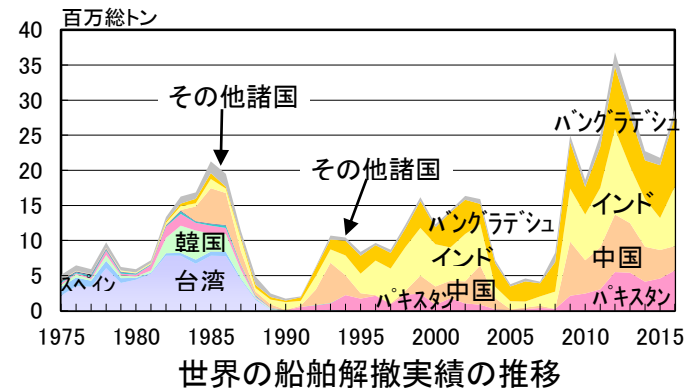
シップ・リサイクル条約の概要

背景

- 船舶の解体(シップリサイクル)の大半は、コストの安い**インド・バングラデシュ**等の開発途上国で実施されている。
- 労働安全・環境対策が不十分であり、**環境汚染**や**労働災害**が深刻化。
- このような状況を受けて2009年5月、国際海事機関(IMO)において、船舶の解体における労働安全確保と環境保全を目的としたシップ・リサイクル香港条約が採択された。



開発途上国におけるリサイクルの現場



条約の概要

【条約上の主な義務】

- 船舶への**有害物質の搭載の禁止**
- 船舶に**搭載されている有害物質の一覧表の作成**
- リサイクル施設における有害物質の管理、安全管理体制の構築
- 旗国及びリサイクル国は、**船舶・リサイクル施設の検査・認証を実施**

【対象船舶】

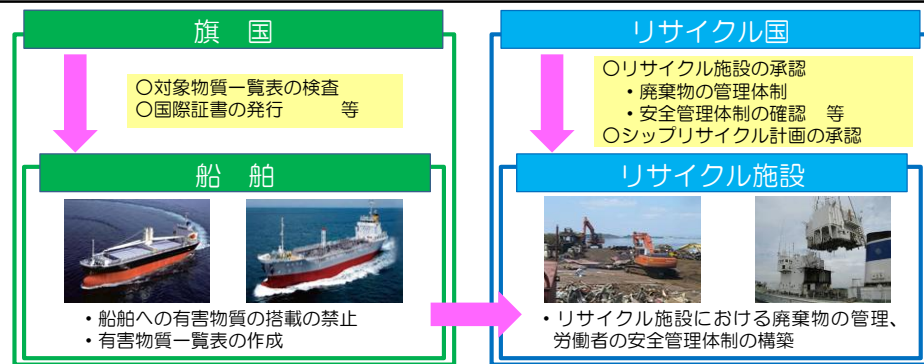
- 管轄海域を越えて航行する総トン数500トン以上の船舶

【発効要件】

【現 状】

(2019年3月27日現在)

①15ヶ国以上が締結	②締約国の船腹量が世界の40%以上	③締約国の解体能力が船腹量の3%以上
10ヶ国 (ノルウェー、コンゴ、フランス、ベルギー、パナマ、デンマーク、トルコ、オランダ、セルビア、 日本)	23.4%	0.32%* (インド2.4%、バングラデシュ2.0%、中国1.6%)



我が国の条約の締結に向けた取組

※締約国の船腹量を世界の40%と仮定

- 国内担保法につき、2018年3月9日に「船舶の再資源化解体の適切な実施に関する法律案」に国会に提出、5月29日に衆議院本会議、6月13日参議院本会議にて可決、6月20日に公布した。その後、2019年1月23日に関連政令公布、3月26日に省令・告示公布。
- 条約締結について、「2009年の船舶の安全かつ環境上適正な再資源化のための香港国際条約の締結について承認を求めるの件」が2018年3月29日に衆議院本会議、4月25日に参議院本会議にて可決された。2019年3月27日に条約加入書をIMOに寄託。

シップ・リサイクル条約の早期発効に向けた取組の状況

主要な解体国であるインドの締結を促す取組み

- シップリサイクル条約の発効要件の充足には、主要な解体国であるインドによる締結が必要であるため、我が国はインドの早期締結を促す取組みを進めている。
- 平成29年9月14日にインドで開催された日印首脳会談において、インドのシップリサイクル施設を改善するためのODA事業に係る交換公文(E/N)が行われた。また、両首脳はシップリサイクル条約を早期締結する意思を再確認した。



日印共同声明 仮訳（抜粋）（平成29年9月14日）

- モディ首相は、(略)以下の計画に対するODAの円借款の供与を評価した。
 - グジャラート州アラン・ソシヤ地区シップリサイクル環境管理改善計画
- 両首脳は、持続可能な造船産業がインドの持続可能な成長の主要な分野の一つであることを強調し、シップリサイクル条約を早期に締結する意思を再確認した。

ODA事業の概要

目的: グジャラート州アラン・ソシヤ地区のシップリサイクル施設を改善し、条約に適合させる事業

総事業費: 12,404百万円

円借款供与限度額: 8,520百万円

事業内容: コンクリートの敷設、雨水ピットの設置、焼却炉・大型クレーン・廃棄物圧縮機等の導入等

対象施設数: 70施設

実施期間: 2020年4月～2022年3月

2018年 詳細設計及び施工管理コンサル選定

2019年 施工業者選定

2020年～ ヤード改善工事開始
(～2022年3月予定)



アラン・ソシヤ地区



- 平成30年10月29日に東京で開催された日印首脳会談においても、安倍総理から、インドのシップリサイクル条約の早期締結を期待する旨述べた。